

京都市告示第 192 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、廃止、
休止及び辞退の届出がありました。

平成17年4月28日

京都市長 梶本頼兼

施術者所在地変更

施術者の 名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
成川 学	宏整接骨院	伏見区桃山町丹後13の 3 陵南ハイツ1階	伏見区桃山町養斉31 番地	平成17年2月25日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
露木医院	北区小山板倉町54	平成17年3月2日
本浪医院	上京区上長者町通千本西入五番町178	平成17年3月5日
大原医院	中京区両替町通二条上ル北小路町100-1	平成17年2月25日
清家診療所	左京区田中南西浦町77-2	平成17年2月10日
溝渕歯科医院	北区紫野泉堂町28レジデンス浅野1階	平成17年3月18日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
奈波歯科医院	南区西九条比永城町120	平成17年2月3日

医療機関辞退

名 称	所 在 地	辞退年月日
(有)三浦薬局	左京区下鴨本町12の4	平成17年4月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)